申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認	可等の内容	障がい者就労支援センターの利用
	去令及び条項	新座市障がい者就労支援センター設置規則第6条 センターを利用しようとする者は、市長に新座市障がい者就労支援登録 申請書を提出しなければならない。
所 管	部 課 係 名	総合福祉部障がい者福祉課障がい者就労支援センター
審	関係条項	新座市障がい者就労支援センター設置規則第5条 (対象者) 支援事業の対象者は、市内に居住する在宅の障がい者その 他市長が特に必要と認める障がい者とする。
		(1) 「市内に居住する」とは、住民登録が市内にある者をいう。 (2) 「障がい者」とは、身体的、知的又は精神的な障がいのために、 日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。(第2条) (3) 「市長が特に必要と認める障がい者」とは、市内に在る企業(事 業所)に勤務する障がい者をいう。
査		
	基準	
	(未設定の場	
	合はその理由)	
基		
	参考事項	
準	設定等年月日	平成12年12月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 未設定 (就労支援に係る登録申請から就労支援活動の開始について は、個々の状況により標準化することが困難なため)
期間	設定等年月日	平成12年12月1日設定(平成 年 月 日最終変更)